

参議院内閣委員会會議録第十五号

(二〇〇)

昭和三十一年三月十六日(金曜日)午後一時三十三分開会

委員の異動

三月十五日委員吉田法晴君辞任につき、その補欠として藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小柳 牧衛君

理事

野本 品吉君

千葉 信君

島村 軍次君

井上 知治君

植竹 春彦君

吉米地義三君

中山 壽彦君

田畑 金光君

高瀬 莊太郎君

廣瀬 久忠君

堀 眞琴君

政府委員

人事院総裁 浅井 清君

人事院事務局長 瀧本 忠男君

内閣総理大臣 賀屋 正雄君

官房審議室長 賀屋 正雄君

科学技術行政協 鈴木 康平君

議事事務局局長 齋藤 鷹三君

経済企画 齋藤 鷹三君

政務次官 齋藤 鷹三君

事務局側 常任委員 杉田正三郎君

会専門員 杉田正三郎君

説明員

総理府事務官 (内閣総理大臣官房審議室) 佐治 大君

参考人 経済団体連合会産業技術委員会委員長 池田亀三郎君

日本学術会議会長 茅 誠司君

東京大学教授 杉村章三郎君

本日の会議に付した案件  
○科学技術庁設置法案(内閣提出、衆議院送付)  
○国家公務員制度及び恩給に関する調査の件(公務員の給与問題に関する件)

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから委員会を開会いたします。

委員の變更について御通知いたします。三月十五日、吉田法晴君が辞任しまして、藤原道子君が補欠になりました。

以上であります。

○委員長(小柳牧衛君) 科学技術庁設置法案を議題といたします。

まず、本日は参考人の方々から本案に対する御意見を聴取するわけでございますが、参考人の方々にはお忙しい中をわざわざ御出席下さいまして、まことにありがとうございます。簡単な一語一語ごあいさつ申し上げます。それでは、まず池田亀三郎さんにお

願います。

○参考人(池田亀三郎君) 今御指名を受けた池田亀三郎でございますが、私はこの科学技術振興につきましても、経団連の産業技術委員をいたしまして、五年ほど前も産業科学技術振興協議会という経団連の外郭団体を作りまして、そのときは超党派というこ

とで、衆議院の議長に会長になっていただきまして、なお参議院の副議長と

学術会議会長に副会長になっていただきまして、私が常任委員長を勤めたこと

とあります。

大体この問題につきましては、第六国会から、第七国会かと思っておりますが、衆議院でも参議院でも振興決議がありまして、ことに参議院におきましては、法律及び予算の裏づけもなされて振興しないうちにならぬという決議があったように記憶いたしております。

ところが、そうあったのですが、その後非常に活発にこれが振興をはかられたとは思っておりません。たまたま経団連でも、今、世界情勢その他から見ましても、どうしても日本のような人口の多い、資源の乏しい国にありましては、この際画期的に技術振興をはからなければ、とうてい外国と裸で戦っていくことはできない。ことに最近のように、だんだん貿易が自由化になり、通貨の交換が自由になるということになりますと、ほんとうにこれは実力で貿易の伸張をはからなければならぬというふうな状態に來ておると思

うのでありまして、特に科学技術振興

につきましては、経団連方面等でも力を入れたという希望をみな持ったわけでありまして、たまたま昨年の十月の初めと思いますが、その前の議会での問題が取り上げられまして、一番会期の終りごろに、衆議院の方の商工委員会だと思いますが、そこで官房長官が出られまして、この次の国会には必ず科学技術庁の問題を取り上げますということを速記録でも拝見いたしましたのであります。そういう面もあつたかと思ひますが、昨年の十月の初めだつたと思ひますが、行政管理局に科学技術振興に関する行政審議会ができました。そこで前の国会で政府が約束された科学技術庁設置につきましても、諮問があつたのであります。そこでそれにつぎましての答申をたしか十一月の初めに出したと記憶しておりますが、その当時にたまたま衆議院の方でも超党派的な合同委員会での問題が取り上げられまして、いろいろな法律案まで非常にこまかいものでござつたように承知いたしております。そこでその審議会におきまして、私も一応結論を得る段階になりましたが、最後にもう一度合同委員会の方たちと私も審議会のものと一緒になつて協議会を開きたい、私はそういうふうに考えておつたのであります。そういたしますと、私どもの線が弱い線でありまして、合同委員会案はもつと私どもよりも強い線が出ておりました。多分話し合いができませんれば、お

そらくそれより、中間的な結論になる

のではなからうか、こう考えておつたのでございます。そう運びまして、閣議決定にも、あるいは国会に出した上でも、割合にスムーズに運ぶ段取りになるのではないかとしようふに私どもは心ひそかに希望しておつたのであります。その運びになりました。そこで今度衆議院を通過いたしました、きのう私ちようだいしたのでございまして、きのう法律案を見ますと、私どもの行政審議会を出しました線よりはかなり低い線に出ておるよう

でございます。その点からいいますと、私個人といたしましては相当遺憾の点もあるものであります。大体から申し上げますと、予算等も、きのうもりました資料によりまして、非常に貧弱なものであります。たとえば航空技術研究所でございますが、これはいぶん長い間私も航空技術審議会に關係しておりましたが、わずかに一億という金額になつておるようでござい

ます。これは私は少くともこの十倍の十億ぐらいは、今の世界の情勢とわが国の情勢からいまして必要じゃないか、こうも思います。

それからもう一つは、金属材料研究所というところになっておりますが、これは私も金属というよりは、もっと広く材料研究所というものを希望したのであります。それは御承知の通り、ただ金属材料としましては、たとえば原子力關係につきましても、あるいは航空關係につきましても、その方

の

の

の

の

の

の

の

の

の

面でも最近では金属にかわるというよりは、別個な、たとえば合成樹脂等の材料、そのほか原子炉にしまして、カーボンとか、そのほかいろいろな材料があるわけでございます。これは金属の字がどうして入ったのか私は承知いたしませんけれども、これは当然一般材料研究所とあるべきだと思います。それもやはり一億円の予算でございますが、これはやはり三億ぐらいの三億ぐらいは初年度でも必要じゃないか、こんなふうには思います。そのほか人員も、このために当初からでいいだけ増員はないという趣旨もよくわかりますけれども、わずかにただ七人で一千万円の予算しかないように思っています。こういう辺で、初めから申し上げたように、私も予定しました、今、国家の要望せられる技術振興の面からいいますと、いかにも弱い線が出てきたことは私も審議会の委員としまして遺憾に存する次第でございます。

なお、法案を拜見しましたところで、ごく大ざっぱに私の感じた点を申し上げたいのですが、第四条の十二のところに、「関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整を行うこと」とございまして、私はこれにさらに基本的な政策及び事務の総合調整を行うというふうにあつた方が好ましくはないかと存じております。それから十五でございますが、「前身に掲げるもののほか、科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究」とございまして、これも、「多数部門の協力を要する」ということで、関係のある総合的な試験研究と、こう

あつてはどうかと存じます。その次の「各種研究に共通する基礎的試験研究」でございますけれども、必ずしも基礎的でなくても、その一般的な試験研究についても助成を行うということであつてはどうかと考えます。それから第五条でございますが、「科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く」ということになっております。その最後の調査普及局の中に、これは日本が非常に遅れていると思うのでございまして、ここに規格標準部とでもいいますか、そういうものがあつていいんじゃないだろうか、こう考えます。（廣瀬久忠君「今のところ何ですか」と述べ）第五条に「科学技術庁に、長官官房及び次の四局を置く」というところでございまして、一番最後が調査普及局となつております。その中に規格標準部、こういうものを扱うようにしていただいたらどうか、こう考えます。

それから第六條の九でございまして、科学技術に関する制度一般の企画及び立案に関すること」とございまして、これは閣議決定の科学技術庁設置案の三だと思ひますが、これには「試験研究機関の検討」というところに、「中央、地方を通じて、試験研究機関のあり方及び所属については、科学技術庁の発足後根本的に再検討を加えるものとする」と、こういうふうなことをいいますが、私はかつて行政監察事務をいたしまして、この付属機関、付置機関等につきまして担当いたしました。かなり広く監察する機会を持ちました。これはただ国立だけではございませんで、公立のもの、たとえば大阪でいいますと、大阪市、府、それから

国の研究所等がございまして、あれを見ましても、果してあつていい市、府、国と、別個にあつていいものかどうかというところにございましては、かつてから問題に思つておりました。それでこれは国立だけではなくて、さらに公立のものまで考える必要があるのではないかと、そういたしますと、制度一般の企画及び試験研究所の再編とでも申しますか、そういうふうな立案に関するというふうなものでございまして、こんなふうなことを考へるべきであります。そこで大体科学技術振興には、国の財政関係から先ほど申しましたような、ここにかつての予算をとることはむずかしいかと思ひますけれども、中身は相当重なり合ひましたりいたしまして、これを調整して参りますれば、相当その面から経費の節約ができる面でも効果があるのではないかと、こういうふうにも考へておるのでございまして。

それからその次の「企画調整局の事務」でございまして、この中の第七條の六に、先ほど申し上げましたが、「航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること」とございまして、これは私も航空技術審議会でもいろいろ論議がございまして、日本で一番遅れているのは金属材料研究が遅れておるのでございまして。何といつても、各般の産業に関する基礎でございまして、これは金属という字を取りまして、一般材料技術研究所にすることに、こうありたいと思ひます。それからその次の第八條の「原子力局」にございまして、次の事務をつかさどるものとございまして、その一に、「原子力利用（大学における研究に係るものを除く）」と書いてあります。

けつこうでございまして、これは今度の原子力研究所におきましても、相当基礎的な研究が必要ではないだろうか、おそらくここに書きましたのは、大学における基礎的研究にかかるといふ意味ではないかと、こう思ひますが、やはりこれは何かの連絡をとりましますならば、ちよつと私は大学における研究ということにははつきりいたしませんけれども、その間に相当調整、連絡をとる必要があるのではないかと考えます。

それから八條の三でございまして、一番しまいおとところに、「その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること」とございまして、これはやはり私も審議会のときもそうだったのでございまして、調整並びにこれらの経費の配分になりますか、調整計画といひますか、こんなふうにあつた方がいいのではないかと、こう思ひます。

それから十ページの「調査普及局の事務」、第十條、その中に、先ほどちよつと標準部のことを申し上げましたが、ここにさつき申しました規格標準部、こういう機関があつていいのではないかと、こう思つた次第であります。その次は、十三ページ、第十四条にあります。その三のところに、ここにも「金属材料技術研究所」とございまして、これは先ほど申しましたように、金属の字を削り、材料技術研究所とあつた方がいいかと思ひます。そのほか十六條にも同じ字が出ておりましたが、そのほか金属の字がところどころ出ておられますけれども、これは全部削られていいんじゃないかと思ひます。大体法文につきまして、十分検討は

いたしませんでしたが、一応拜見したところ、そんな点に気づいたわけでございます。

○委員長（小柳牧衛君） 参考人に対する質疑は、参考人の意見全部が終了したのちに一括してお願いすることにいたします。次は、茅誠司さんをお願いいたします。

○参考人（茅誠司君） 私は日本学術会議の会長をしております茅誠司でございます。この科学技術庁の問題につきましては、日本学術会議は相当深い関心を持っておりますので、その点についてのことを少し申し上げさせていただきます。

学術会議ができました前に、日本の学術体制をどのようにしたらよろしいかということに審議する委員会として、昭和二十二年の夏から、昭和二十三年の四月にかけて、学術体制刷新委員会というものがございまして、これは百八名の委員からなつておりましたが、地域的にも専門的にもことごとく網羅しておつたものであります。この学術体制刷新委員会におきまして、どういふ学術体制がよろしいかということとを議論いたしましたときに、科学技術の行政を行う責任官庁として科学庁というものを作るべきである。そうして学術会議はその審議機関として存在する。つまり科学技術の行政に関する責任官庁と、それから学者の代表機関であつて、その諮問機関であるところの学術会議とが並立して、そうして勧告をし、また諮問をし、その間に切磋琢磨して日本の科学技術というものを振興させて行こう、そういう考えの案が出たのであります。相当有力な案で

いたしませんでしたが、一応拜見したところ、そんな点に気づいたわけでございます。

○委員長（小柳牧衛君） 参考人に対する質疑は、参考人の意見全部が終了したのちに一括してお願いすることにいたします。次は、茅誠司さんをお願いいたします。

ありまして、ぜひ議論したのであります。最後に、御承知の科学技術行政協議会というものができて、科学庁というものは実現しなかったものであります。科学技術行政協議会と申しますのは、その当時考えました科学庁というものは非常に性格が違っておりまして、口を懸く申しまして、ただ郵便配達にすぎないのでありまして、学術会議の方で何か勧告がございまして、その勧告を政府に伝達する、また、政府の方から諮問事項がありまして、それを学術会議に伝達するといったようなことがおもな目標でありまして、そういう意味でまあ郵便配達にすぎない。問題があった場合に、これはぜひ取り上げて学術会議等でも審議しなければならぬということとがありまして、自発的にその問題を取り上げる権能を持っていないのが現在の科学技術行政協議会でありまして、これではどうも困るというのが、その後学術会議を運営して行くにつれて、議論が高まって参りまして、科学技術行政協議会、略称STACと申しますが、STACの強化ということが盛んに叫ばれたのであります。そして、このSTACの権能といたしまして、企画立案をする、科学技術に関する企画立案をするということを入れたらどうかということも、ぜひ議論されたのであります。それではSTACの性質を本質的に変えてしまうものであって強化にはならない、別のものを作ると同じことになるということになったのであります。この科学技術庁の問題は、議会におきましてもずいぶん長く、ただいま池田さんのお話にありまして、議論されてきまして、

て、それに伴って、学術会議におきましても、いろいろと議論したのであります。学術会議としてまとまった意見を出すことができなかったものであります。と申しますのは、たれしもわかることではあります。こういう責任官庁を置きまして、日本の科学技術の画期的な振興させるといふことの必要は痛感しておりますけれども、しかし場合によっては、その運営を誤ったときには、統制的になる傾向がありはしないか、そうして学問の自主性をそこなうということが懸念されるといふ点に心配を持つ人も相当あります。ことに自然科学方面よりも人文科学方面の方にそういう心配を持つ方が多かったものであります。それと、いま一つは、特定の産業部門に結びついた特定の方面に力を入れるのあまりに、他の部門がネグレクトされやすい、つまり学問全般の健全な発達を果してそれで保障できるであろうかという点にいろいろと懸念がございまして、何しろ会議体でございまして、なかなかまとまった意見を出すことができません。従って学術会議の態度が煮え切らないものであったことはたしかなものであります。昨年の秋になりまして、この科学技術庁案が相当具体的になって参りましたので学術会議としても種々議論を重ねました結果、政府に申し入れをいたしました。それを御参考のために読み上げたいと思います。昨年の十月三十一日の日付でございまして、学術会議会長の名前で内閣総理大臣あてに出しました申し入れであります。

科学技術庁の設置について  
日本学術会議は、科学技術庁の設置について、その構想の発案の当初から、このような機関の成立は万一その設置方針が適正を欠く場合には、科学技術の行き過ぎた統制に陥り、また、ともすれば特定部門の推進を図るのみ、他の諸部門を圧迫するおそれもあるとして、この問題に重大な関心を寄せてきました。ところが、現在その設置が具体的に進められていくと聞くので、この問題に関する従来の経緯にかんがみ、この際改めて日本学術会議の意見を徴されることを希望します。

さらに、日本学術会議はこの問題について上述の懸念を持つほか、なお当面下記のように考えるので、ここに本会議第二〇回総会の議により上記の希望を付して申し入れます。

一、このような機関の任務は、科学技術行政に関する基本的な企画立案、総合調整に止めるべきこと。  
二、原子力に関する行政はその性格上からみて、他の科学技術行政から切り離すべきこと。

こういう申し入れをいたしました。これに對しまして政府からは、形の上において学術会議に諮問するという形ではありませんでしたけれども、実質におきましては、この案が審議されておる途中におきまして、学術会議等から意見を申し述べた機会がたびたびございまして。そうしてこのような案にわれわれの意見も十分入っていたのだのであります。こういうようなわけでありまして、原子力の行政が現在の科学技術庁の案の中には全部盛り込まれておりますが、この点に關しまして、学術会議は、この申し入れを行なった当初におきましては、原子力局の取り扱

う範囲が非常に広範である、ことに人文科学方面、経済方面の問題をも十分考慮しなければならぬという立場から、科学技術庁の範囲よりも広過ぎるという意味において、これは別個にすべきものであるという考えを持っておりましたけれども、しかしながら、それはこの中に含まれたとしても大して故障の起るものではないと私も考えます。でありますから、これについては、申し入れはいたしてございまして、われわれ大きな異議を申し立てるものではございません。ただ、その運営が広く運営されればそれでいいわけではございません。そういうような事情で、今度まで学術会議は参ったのであります。が、私今度の法律案を拝見いたしました。また衆議院においてそれが修正された点を拝見いたしました。大へんけつこうだと思っております。その点につきまして少し意見を申し述べさせていただきます。第一の点は、大学における研究をその行政の対象から除外するという問題であります。この問題につきましては、ぜひ議論もございまして、ただいま池田三郎氏もその点について意見を開陳されたのであります。大学の研究は基礎的なものが非常に多いのであります。基礎的な研究は自主的に進めなければならぬという立場から、一応この行政から切り離していただくようにわれわれも意見を申し述べたのであります。この問題は原子力の問題についても同じでございまして、かつてこの席に伺いまして矢内原東大総長——東大総長じゃございませぬ。大学教授連合の立場だったと思ひますが、それと学術会議の会長という立場でここに参りまして意見を申し述べました。しかしこの大学における原子力の問題並びにこの科学技術に関する一般行政から大学の研究を除外するという問題は、相当むずかしい問題でありまして、ただいま池田さんのおっしゃいましたのはまさに至当であると思ひますのであります。ただ問題は、こういう科学技術庁もしくは原子力局というものと大学とのつながりが、その自主性をそこねないようにするというものであるならば、私どもはもちろんその間に適當の連絡があるべきことを確信するのであります。このういうことになっておりますけれども、運営して参りました上でいろいろ不都合が起つてくることがあると思ひます。現に私どもの承知しておるところでは、原子力局等におきまして相当問題が起つておるようでありまして、やはりこの間には適當なつながりを持って、そうして基礎科学も自主性を尊重されると同時に、全体と関連を保って推進するべきものと私は考えます。この点につきましては、われわれもよく研究いたしまして、どういう関係に立つべきかというところを研究する予定でありますが、これはなかなかデリケートな問題でございまして、すぐにここでどうしたらよろしいかということを皆さんに申し上げることはできない状態でございます。

それから特に科学技術庁に対して私どもの期待したいと存じますことは、学術会議との運営をなめらかにしていただくということでありまして、つまり学術会議というものは学者の代表機関として設立されましたが、同時に科学行政に対する一つの審議機

閣でございますので、審議機関としてのお役目が十分に果せまうようにこちらからも意見を申し上げますが、同時に諮問すべきことは諮問し、お互いに切磋琢磨してその役目を果たすということが望ましいと思ひます。科学技術行政協議会は、この科学技術庁ができましたというところから、廃止されるわけでございますが、その機能はこの科学技術庁の中に十分含まれておるようでございます。ことに七ページの第七條第五項「科学技術に關し、日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勅告に關すること」というのに對しまして「科学技術」を消すという修正案になっておりますが、私もこれは大へん賛成でございますが、學術會議への諮問及び答申等が広い面において行われる、ただ単に狭い意味の科学技術に限定しないで行われるということは、大へん今までの運営から見ましてもけっこうなことであると思ひます。また七ページの第九條でありますが、この科学技術審議會というものの目的のところ「日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勅告に關する事項」というのをその審議の目的の中に追加することになっておりますが、修正案としてはそうなっておりますのでございまして、それでその点が明確になつて非常にけっこうだと思ひます。われわれは科学技術審議會の中に適當な機構ができて、その機構によつて現在までSTACにおいて行われてきた事務が全く円滑に行われることを希望しておるわけでございます。これは、それがここに加わったことは、われわれとして、はなはだけっこうなことだと思ひます。

この法律について詳しいことを申し上げるのは私はいたしません、特に池田さんがおっしゃいました点にかなりがみて私も申し添えたいと思ひます。金、金属材料技術研究所であります、私も池田さんと同じように材料技術研究所と改めた方が機能が活発になり、現在の研究段階においてけっこうだと思ひます。と申しますのは、基礎方面におきましては東北大学に金属材料研究所というのがございまして、これは世界でも有数なりつばな金属材料研究所であります。で、その基礎的なものの上に産業に直結した応用面の材料の研究を置くということにはなはだけっこうなこと、私はその設立に賛意を表するものであります。が、しかし先ほどお話がありましたように、近來の材料は、ただ単に金属材料のみでなく非金属の部門におきましても重要な材料がたくさん出て参りましたので、ぜひこれは金属の字を削除していただくことをお願い申し上げます。最後に、私は少しなまじいかもしれませんが、申し上げたいと思ひます。これは、この科学技術庁の目的が、国民の経済の自立、發展と生活水準の向上に役立たせるために科学技術の振興をされるわけでございますので、そういう意味から、経済的な企画と科学技術的な企画との間に緊密な連絡がなくてはならないというのを思ふものであります。が、この法律の面においては、その点がさらに明示しないように思ひます。やはり経済的な企画に立つてどういう産業にどういうことをわれわれは希望するかということがあり、その希望に基いて科学技術の振興ということ

がされるわけでありまして、経済企画的な面とこの科学技術的な企画の面における連絡がどのようにされるかということが私どもの最も重要視するところでありまして、その点が現在のようになつておられるかということに私は考へられておられるか、その点についてどういふ点が明確になればけっこうではないかと存じます。

○委員長(小柳牧衛君) 次に、杉村章三郎君。

○参考人(杉村章三郎君) 東京大学教授の杉村です。

私が本席にお招きを受けましたのは、おそろく行政審議會の委員をしておりました關係で、その間の科学技術庁の問題についての從來の経緯というふうなもの、あるいは法案の内容というふうなものについて意見を聞きたいということであらうかと存じますが、この点は先ほど池田さん、茅さん、御両方から詳しく御説明がありました。結局、科学技術庁の問題が起りましたのは、正式にこの審議會の問題になりましたのは昭和二十七年の第一次の行政審議會のときであつたやうであります。で、当時政界の一部で言われておりました科学技術庁の設置問題につきまして、日本學術會議の代表者を招きまして、問題の経緯あるいは學術會議の意向を確めて問題を検討したことがあつたのであります。しかしこの第一次の行政審議會においてはこの問題は答申にはなつておりません。その後國會方面におきまして、この科学技術庁を設置するといふ運動が非常に強化されまして、超黨派的な議員連盟というものが作られ、政府でも何らかの結論を出

さなければならぬという段階になりました。第二次の行政審議會、これは第二次鳩山内閣のときでありましたが、このときに科学技術庁の問題が主として取り上げられまして、そうして先ほど池田さんがおっしゃいましたやうに、昨年の十一月の初旬に答申を行つた次第であります。なお、この問題は単に議員連盟の方々ばかりではなく、経団連を中心とした財界におきましても取り上げられておりましたことは、これは池田さんのおっしゃる通りであります。どういふわけで科学技術庁を特別に設置しなければならぬか、これは申すまでもなく、戦時戦後になつたわが国の科学の著しい後退というものをあとへ戻さうということ、それから、しかもまた貧弱な資源あるいは貧弱な国家予算というものを最も効率的に利用する、そのためには通産省を初めとして、運輸省、農林省、建設省その他にばらばらに行われておりますところの科学技術關係の行政機關というものを、やはり統一して総合した方がよいのではないか、こういうふうな考え方が出てきたものと思ひます。しかし当時におきます問題として、先ほどこれは茅会長からお話のありましたやうに、科学技術庁を設置した結果として、時の政府の政策によつて研究がまげられはしないかという点、それから第二点は、自然科学の保護という方に偏重を來したて、人文科学の奨励というふうな点がなおざりになりはしないか、こういうふうな点、それからさらに、各省の技術機關といふものは、各省それぞれの業務の實體と結びついているのでありまして、これを切り離して一ところに

まとめるといふようなことは困難ではないか、こういうふうな点が問題になつたわけでありまして。しかしながら一般の趨勢といひますか国会内の空氣といふものは、やはりこの科学技術庁の設置の方向に向つたわけでありまして、それで先ほどの行政審議會におきましても、その線に沿つて答申を出したわけでありまして。この答申と、それから今提出されておられるところのこの法案といふものを比較してみますと、先ほど池田さんのおっしゃいましたやうに、かなり後退した線が出ておるやうに考へる次第であります。まあこまかい点は省きまして、一番大きな問題は、やはり科学技術庁が科学技術關係の予算についての総合調整をなすという権限を重視しなければならぬのであります。この点答申では、科学技術關係の「予算に關する各省の見積の方針につき調整を行い、予算の要求は、各省みづから大蔵省に對して行う」のであるけれども、「大蔵省は、右の予算査定に際しては科学技術庁の意見を尊重するものとする」といふ答申が出ておるわけでありまして。しかしこの点は調整を行うと、それから各省の予算の要求は各省みづから大蔵省に對して行うといふことは認められておりますけれども、大蔵省はその予算の査定について、科学技術庁の意見を尊重するといふ規定は入つておらないわけでありまして、この点がまあ一つの後退しておる点であらうかと思ひます。

それから科学技術庁の権限の問題であります。これは大体において答申の線が出ておるのであります。すなわち技術庁は總理府の外局であり、長

いうものについてあまりはつきりしないのですね。ちよつと考えるとやはりどこかに矛盾とか重複とか不合理というものを生じやしないかという疑問を持たれる、そういう点についてはあなた方はどうお考えになりますか。

○参考人(茅誠司君) 私も法律の専門家ではございませんので、あまり法律について一々詳しく調べはいたしませんでしたが、私のこの感じといたしましては、結局これを運営する人がどのよう道を開いていくかということだというふうに考えておるのであります。結局慣習をつけていただきたい。先ほどの御質問にもありましたように、学会会議という一つの諮問機関がござりますので、その意見を聞くことを

よくやっていた。そういうことによつて諮問機関として重複する点、あるいはたとえば調査その他をする場合の、私どもは、諮問機関としての調査と、行政機関としての調査とは重複することがあるかもしれませんが、立場が違ひますから重複してもけっこうだと思ふのです。われわれの方はどこまでも諮問機関としての立場でいたしまして、その線ははっきりと引かれてゐるはずだと私は思ひます。重複はないと思ひます。ただ場合によつては、これを運営する實際の責任者が、學術會議の存在を無視しようと思へば十分無視できるわけでございますから、その点はそういうことのないようにということをわれわれ非常に希望しておるわけでございます。

○高瀬莊太郎君 さつきお話がありまして、學術刷新委員会での結論としては、まあ科学庁のようなものを作つてその諮問機関というような形で



科学技術の審議機関を設ける。これを日本学術会議の性格としたらどうだろう、こういう考えである。こういうことだったのですが、そうなるか非常に怪しいのです。ところが今度の科学技術庁設置法ですと、一方において日本学術会議は今まで通りに設置しておいて、もう一方に科学技術庁に当るような科学技術庁というものを作って、その下へまた科学技術審議会というものを設ける。こういうことになつて、そこで何か矛盾を生じやしないか。今までは日本学術会議の下部機構のような場合に科学技術行政協議会というものがあつて行政との連絡をとつておつたわけですね。それで科学技術行政協議会は今度は科学技術庁の方へ入ってくる、こういう形になる。今までは日本学術会議の下部の形でもってSTACがあつたのだからうまくいけたのですけれども、今度はそうじゃなくて別の科学技術庁の中へSTACが入つてしまふ。そうするとその科学技術庁と日本学術会議との関係は、今までのような日本学術会議とSTACとの関係とは違つてくる。そこで何か矛盾を起しやしないか。これをはつきりした体制にするためには科学技術庁というものを作つたら、その下部機構として日本学術会議を諮問機関として置くというなら非常に怪しい。それじゃしかし日本学術会議としての使命を達成できないというので別に置かれてゐる。だから今度下部機構としては別の科学技術審議会というものを作るとのこと、さらに科学技術審議会というものと日本学術会議の使命というものが、今野本さんが言われたような点で、非常にあいまい

なものでなつてきやしないかというのとをわれわれは考えるのですが。

○参考人(茅誠司君) おっしゃつた通りであります。私もSTACを通じてやつておりました今までの学術会議と政府との関係が、幾分これによつて後退した感を持つたことは確かでありました。ただ学術会議は諮問機関としての性格を持つてはおりますけれども、同時にまた学者の代表機関として非常に大きな仕事をしておるわけでありまして、これが全面的に科学技術庁のただ諮問機関ということだけに

なり得ないわけでありまして、そういう意味においては、やはりこういう科学技術の責任行政官庁ができた場合には、やむなく科学技術審議会的なものができて、それが今までのSTACと同じ役を實質的にしてくれば十分なのではないか。果してそうなるかどうかという点については疑問を持つてゐるわけでありました。

○高瀬太郎君 どうもこの法案自体から言いますと、あなたの希望されるような結果になるかどうかはなほ疑問の点が非常に多いと私は思う。それから別に、今まで科学研究の補助金とか交付金あるいは試験研究の補助金というようなものの配分の大方針というものがある。学術会議の方で定められたわけですね。そして文部省の方でまかす。科学技術行政の調整をやるという場合に、やはり交付金とか補助金というものの配分の調整をやる、こういう点、その関係が今までの日本学術会議のやつておつたことと科学技術庁のこれからやることと、どういふふうになるのか疑問なので

すが。

○参考人(茅誠司君) 今まで学術会議でこういう面をやつて参りましたのは、文部省関係の科学研究費、これは学術会議がその配分の方針に關しては全面的に諮問を受けてやつて参りました。その配分のこまかい点は文部省が責任をもつてやる。ところがそれ以外の官庁、たとえば通産省とか農林省とか厚生省とかいふようなところにもやはり補助金、助成金等がございまして、それにつきましては、その配分をする委員の選考につきまして意見の調整をする。それでこういう人をしてい

けれどもあなたのとこに照会するといふたやうな、そういう、どういふことを聞かれてゐるかわからないやうなことが来ることもありますが、文部省との関係は非常に深かつたのであります。他の省との関係はわれわれ満足できないやうな関係であつたと思ひます。それでこれからあと、この科学技術庁の場合どういふふうになるかといふこと、私は全面的に科学技術庁が学術会議にこの科学技術審議会を通して諮問されることを希望するのであります。また学術会議みずからといひましては、それだけの業績をみずから上げてきてないにもかかわらず、それを要求することはちよつと虫がよくなかないかという点で少し遠慮しておる点であります。しかしこれを運営される方々が学術会議と、それから科学技術庁との将来の関係のためにその点を考慮されていただければ非常にいいのではないかと思つております。

○高瀬太郎君 今度の科学技術庁の主な役目が科学技術の総合調整といふところにあるわけですね。その使命を達成しようとすれば、どうしても、そういう交付金とか補助金というやうなものについての決定権を、科学技術庁が持たなければならぬのじゃないかといふふうになる。今まで持つておつた日本学術会議のいふやうなそういう権能といふか、使命といふか、というものが、相当科学技術庁に移ることになるんじゃないか。大方針を、つまり今までは日本学術会議の方で定められたわけですね。そこを科学技術庁がきめなければ総合調整ができないのじゃないかといふふうになるのですが、その点はどうですか。

○参考人(茅誠司君) 私はどうも法律の解釈がよくわからないのですが、ここに日本学術会議法といふものがあつて、第四条で「政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。」となつてゐる。ところが、この諮問をしなかつた場合のことである。私が、諮問することができぬわけですから、諮問しなかつて差しつかないといふので、今まで諮問しなかつた科学技術官庁もたくさんあつたやうであります。将来のことを思ひますならば、諮問しない場合には諮問しないだけの理由がはつきりわかるやうなものではないならぬ。できるだけ、ここにこういう法律がある以上は、学術会議の諮問機関としての役を果さしていただく。科学技術庁の場合もその通りでありまして、ことに科学技術に対する全面的な責任官庁でありまして、学術会議を法律の上ではそうなつておられますにしても、諮問機関と考へていただいて、ここに学術会議の第四条にありますが、このういふことを全面的にやつていただく

ことを希望してゐるわけでありまして、しかし強制はできないので御心配のやうな点がたくさんあるかと思ひます。

○高瀬太郎君 それから先ほど杉村さんの御意見にもあつたのですが、こういう行政機関を作る場合に二つの方針があつて、直屬の研究機関を持つという場合と持たれない場合とあるのですが、直屬研究機関を持つた方が、いゝ議論と、持たない方がいゝという議論とあるのです。茅さんなんかどうですか。ここに直屬の研究機関といふものを科学技術庁の付屬としてた

くさん持つた方がいいのか、そうでなくそんな機関は別に他にまかしておいて、ただ行政面だけをやる方が目的は十分達するとお考えになるか、あなたの方の学者としての意見はどうですか。

○参考人(茅誠司君) 大へんな難問な

んでございまして、ずいぶん議論したところなんでありまして、学術会議として出した結論は、そういう官庁を持たない方がよろしい。それから官庁の学術体制刷新新委員会は最初持つことにしておつたのですが、諸般の情勢からだんだん後退して、持たない方がよろしいといふことになつております。

と申しますのは、理論的に申せばこの科学技術庁というものが非常に力を持ち、りっぱに運営される上において、研究所を全部手足のごとく使つて、意のままに働かすということが当然のように私は思ふのであります。現在のおかれた日本の国情のもとにおいて判断してそういう結果になつたのではないかと思ひます。

○高瀬太郎君 それでそういう反対

○参考人(茅誠司君) 全く全面的に私は賛成いたします。これは統制的なところとが全然考えに入れない場合におおきましては、私はやはり必要な研究所は持った方がよろしい。ただし諸官庁におきましては、官庁業務として必要なら研究があることと思いますから、それと重複しないように持つことが必要だと思います。

い切った統廃合をやつて、そうして科学技術庁の配下につけておく方がほんとうに科学技術を日本全体として上げていく上に必要じゃないかと私は思ふのです。まあ思想統制とか研究統制ということは、これはいけないことでしょからやつてはいけないのですけれども、あまりそんなことばかり心配さ

と思います。それからたとえば予算の問題につきましても、今度の科学技術庁が科学技術行政の調整をやるという場合には非常に重大な問題があるので、ごく貧弱な予算を最も合理的に能率的に使って日本の科学技術の振興をはかろうという場合には、科学技術に関する全体の予算というものを科学技術庁の方でいろいろ考えて、そうして

○**参事人(茅誠司君)** 今のおとの方の問題、大へん重要な問題だと思うのでありますが、例を引いて申し上げますと、たとえば原子力の問題であります、原子炉を関西方面に一つ貰おうという問題が起りましたときに、これが文部省関係の研究機関に設置する予定でありましたために、それが原子力委

ほんとうのことをよく考えよう、これではまずいということは今おっしゃつた通りであります。ただ全面的に、それが入つちやつたとして、何らの制限がなかつた場合に、普通初めの間、またりつばな人が運営する間においては、一つも心配はありませんけれども、場合によっては統制的なことも起り得るということに対して、現在の学

心が希望しておきます。

○高瀬莊太郎君　今の大学の研究を除外するという問題であります。が、研究の自由を守ることからいへば、確かに好ましいことだと思ふし、そうして政府の学問研究に対する統制というものは、むしろあくまで排除しなければならぬと思いますけれども、その

応用的研究とがあまり遊離し過ぎて  
いる傾向があるのじゃないか。これの  
対策がこの科学技術庁の設置の目的で  
あり、この点が経済的目的を達する  
という点からいって一つの大きな欠陥  
になっていると私は思うのですが、そ  
の点、どうお考えになりますか。

○参考人(池田亀三郎君) これは先  
ほどいまいな言葉を使って申し上げま

参りますと、一体これから研究なさつて先はどうなるのだということになりますと、あまり私は満足したお答えを伺ったことがございません。おそらくこれは通産省の研究所の方たちも、大学の研究所との連絡というものは、ほとんど手をあげておるといふことでは

と、今の大学の研究ですが、これは今のいきさつと同様ですが、これと今の応用化、工業化等の研究につきましては、やはりこれはどこかに総合的な国家の政策の見地から、何らかの調整が必要ではないかと私はこう思っておるのであります。ことに原子力ですとか、あるいは航空機等の考え方からい

「基礎研究」といって、基礎研究といつたようなもの、これまた基礎研究と見ていいのじゃないかと思います。そういう面での大学のいわゆる基礎研究といったものと応用化、工業化の研究、研究というものは、これはお話の通り、どこかで相当高いところから総合研究調整が必要ではないかと思ひます。

す。私が一番おそれておりますのは、結局は先ほども、今度の金属研究につきましても、航空研究所もそうでありますが、あの予算を、あるものは初年度でございすけれども、一億で押えられたというところあたりを見ますと、誰がこれを一億に押えるその権限をもつて押えられたのか、この辺のところは私も民間人にはよくわからぬのです。民間でありますれば、必要であれば予算なんかほとんど超越しまして重点的にやり得るのですね。こういう面で、非常にこの国でやっていたことは好ましいのですけれども、そういう運営面では相当研究する必要があるのではないかと。そういうために、こういう科学技術庁というものができまして、日本の、先ほど杉村さんから経済政策上から見ての産業経済研究ということをおっしゃられましたけれども、私も、私もむしろ人口なりなんなりから見た上での産業政策をはつきりきめまして、それに財政政策をつけるべきではないか。こう考えておるものでございすから、今おっしゃったようなどこか高いところからこれを調整する必要は私はあるだろうと、私個人は思っております。

○高瀬太郎君 杉村さんにちょっと伺いたいですけれども、あなたは人文科学方面の研究をしていらつしやるのですが、科学技術庁から人文科学方面の研究は最初除外をされているわけですね。日本の科学技術全般についての振興をはかっているという目的からいいますと、人文科学もこれに入れる方がいいというようなお考えはありませんか。

○参事人(杉村三郎君) 私も大体そ

ういう考えてございすけれども、まあ今とて科学技術というものは国家の問題として取り上げられておる状態です。それで、その科学技術の方の結果において、すぐ実用面に応用できるところと、そこに強味があるわけですね、またそれを振興しなければならぬという理屈があるものですから、一応これでやむを得ないのではないかと思っておりますけれども、本心からいへば、やはり人文科学と自然科学は車の両輪のようなものでありますから、一方科学技術が必要であれば人文科学もそれに伴って発達しなければならぬ。こういうふうな考えておりますが、そういう意味においてやはりSTACというものがその両方の機能を兼ねて、そうしてまあ勧告なりいろいろの助言なりをして今までおつたのですから、その機能が少く人文科学の方に関しては落ちるのではないかと、これを心配しているわけなんです。

○高瀬太郎君 どこでも科学技術研究といえ、自然科学を中心にとこの国でもやっておるのが普通のようですけれども、しかしフランス、イギリスあたりはそうでない。フランスのあれはサントル・ド・ルシエール・シアンティフィック・エ・アンデストリエル、あそこは社会科学の方もあつたのですが、イギリスのデパートメント・オブ・サイエンス・フィロソフィック・アンド・インダストリアル・リサーチ、あそこもそうだが、アメリカは違いますね。日本ではやはり社会科学なり人文科学だつて、非常に水準が低いところを科学技術の水準を上げよう、そうして国民経済的な立場から大いに役に

立たせようというならば、やはり人文科学だつて入れてやるのが私はほんとうだと思つてゐるが、學術會議全体としてはどうですかね、茅さん、こういう見地については。

○参事人(茅誠司君) 私どもはまだその点を論議したことはないのだから、この科学技術庁というのはいささか自然科学だけしか対象にしないので、STACがなくなつたときにどうしたらいいかという点においては非常に心配いたしました。ただこの第七条の第五項が「科学技術に關し」というのが取れてしまつて、ただ「日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は勧告に關すること」となつておりますから、ここでは純粹の人文科学、社会科学のことでも取り扱えるのじゃないかと思つたのですが、いかがでしょう。

○参事人(小柳牧衛君) ほかに御質問

というものが除外されておるわけですね。科学技術の奨励奨励及び推進をするわけですが、特許審査を通してかならずそれが行われるわけだと思つてゐるが、将来特許局をも科学技術庁の方へ加えた方がいいか、あるいは今のままでおつた方がいいのか、御批判がございせんか。

○参事人(池田龜三郎君) これは相当私も考えたのでございす。先ほど申しましたように審議会の答申から大へん後退しておりますが、むしろ大へんが考へてもこの特許庁の問題そのほか各産業の科学技術に關係します共通な、たとえば電氣とか機械とかいうものをこへ入れるかどうかということ、は、当然だれでも考へ及ぶことだと思つてゐます。そこで私も一応こういつた科学技術庁ができまして、それからたしか閣議決定には、これができたあつては根本的にこういう機関のあり方について再検討するということがあつたようですが、まあそういう面に私どもとしては期待した次第であります。通産省に置いていいの、またドイツがフランスでは司法省にあるようにすけれども、こういうところにも厳格にいへばあつて、審判でもやるとかいいますと、そういう方がいいのかもしれない。しかし一番關係の深いのが通産省であるといふのとずっと長い間の沿革から通産省にくついていると思つてゐるが、しかしこれは当然通産省以外にも相當關係のあることでございまして、そういうと、科学技術庁でもできますと、当然これは將來の問題として問題になるのじゃないか、こゝ思つておりました。現在でもそう

○参事人(池田龜三郎君) これは私よく知りませんけれども、アメリカあたりがこの問題は非常に大きく取り上げてゐるのだと思つてゐます。それから研究所、研究機關での、まあ場合によりますと一つのチームもできるんじゃないかと思つてゐます。これは私は當然先ほども申しましたけれども、非常に財政の力が弱いし資源も乏しい所ですから、なるべくむだのない、効果的な研究を——基礎的研究から応用化、工業化まで——やつていくということになりますと、ただいま先生のおつたやつたような問題が今度もし再検討するといふ閣議決定でもありますれば、科学技術庁ができましてと、それが一番大きく取り上げられていゝのではないかと思つてゐます。おそろく先ほどよく申しましたけれども、一体日本にどのくらいの試験研究所があるのかということもあり現われなかつたし、また実際に拝見いたしました率直に私の印象から言いますと、こ

○参事人(池田龜三郎君) これは私よく



それが實際國家の試験研究所と言ひ得るのかどうかという感じを持つてゐる。最近でも財政の苦しいところもござい

ますけれども、人件費でふえていけばそれだけ設備費は減つていく、大体そういうふうな態勢でございませうね、そういうふうな状態でございまして、まあ今私どもは、特に私は化学企業の方面に關係してゐるものでございましてけれども、最近の有機合成化学の進歩等を見まして、今のこのままで日本は行つたのでは、どうしても先ほど申しましたような、はだかの國際的な競争に打ち勝つていくというところはもう絶対に私

は不可能じゃないかと思ひます。そうすから、たとえば文部省に對しての補助金もそうですが、あるいは民間に對する補助金でもそうですけれども、ずいぶん小さな補助金が出ております、二十万、三十万といったような……これもできるだけのやうな重点的にやつていくということが必要じゃないか。むろん總額を科学技術振興という見地を、もつと國家としても認め、予算を出したいだくということが必要じゃないかと思ひます。

もう一つそれに関連いたしまして私は教育面、産業教育の方面、これを一つ一緒に……この機關ではできないかもしれないけれども、何かの機会がありましたら、これは文部省の關係かと思ひますけれども、やはり科学技術庁としてもこういう面をもつと深く研究をし認識をして、産業教育方面に力を入れていただきたい、こう思つております。この点は一つ一緒に関連して考えまして、科学技術の振興をはかつていただきたい。これは掘り下げて考えますと、この面を基礎にして今後考

えないことには、りっぱな科学技術者養成はできないのじゃないか、こう思ひます。

○苦米地 三君 もう一点だけ。今のような研究は総合的にあらゆるチーム・ワークをもつてやらなければならぬ、ということとは、これは必須な条件だと思ひます。その場合に、大學の研究所を除外したわけですね、その間の連絡が都合がよくいくでしょうか、どうでしょうか。これは苦さんから。

○参考人(茅誠司君) 私はやり方を考へてゐるのですが、たとえば基礎研究をしてゐる方面で、このチームの方面では大學のこういうところへこういう研究をやつてくれないかと頼んだとしますと、それは人員を持ち設備を持つてゐる場合には喜んで引き受けるだろうと思ひます。ただ命令されないことが必要だということだけでありまして、委託等を受けた場合には喜んで協力する、そういうことは申してゐるのであります、大學としてもそれは喜んでゐるわけでありまして、そういうことをしないということとは決して言つておらない。

の調整については、具体的にどういうふうなことはお考えですか。

○政府委員(齋藤三三君) この科学技術庁の設置の目的は、國民經濟の發展に寄与するために科学技術の総合的推進を企図するところにあるのでございまして、この法案提出に際しまして重点的に考へました一つの問題は、これらの各省庁の設置機關のいろいろな科学技術に關する與態との調整をいかにするか、と云ふことであつたのであります。しかし先ほど参考人が申されました通りに、この各省に分属してあります研究所、実験所の数というものは非常に多いので、まず第一段階といひましてその與態を把握するといふことが前提となると考へまして、閣議において決定いたしました科学技術庁設置要綱にも、中央地方を通じて試験研究機關のあり方及び所屬については科学技術庁の發足後根本的に檢討を加へるということに決定をいたしてゐるのであります。従ひまして、その再檢討を加へました上において、國民經濟に寄与すべき問題を重点的に取り上げて各省と折衝を重ねまして、その推進をはかつていきたい。このやうに現在考へてゐる次第でございまして。

○島村軍次君 お考えはある程度わかりましたが、ところがこれはまだ法案には出てないやうですが、農林省の設置法の中で現在あるいろいろな試験研究の機關の統合をやるために、農林省内に會議を作つて、これは新聞にも出てゐるやうですが、會議ばかりでなしに、統合したやうな考え方の下に、農林省設置法の一部の改正案が出るやうであります、こういう問題についてはどうお考えになりますか。

○政府委員(齋藤三三君) 各省の行政を遂行して参ります必要上、やはり各省におきましては必ずそれに対応する試験研究所を設けてゐるのが今日の現況でございまして、従ひまして農林省は農林省自体においてやはり自分の持つてゐる研究所、実験所の統廃合は当然これは行なつてしかるべきだと私たちは考へてゐるのであります。ただ科学技術庁をいたしましては、各省庁にありましますところの全部の試験研究所を再檢討いたしまして、これを國民經濟に直接寄与するやうに、重点的な施策の遂行をはかり得るやうに努力をいたして参りたいと、かやうに考へております。

○島村軍次君 先ほど學術會議との關係についてはいろいろお話が出たやうであります、具体的な問題としてお三方とも共通の意見であつたのは、つまり金屬という言葉を關係各案文から削除するといふやうな御意見があつたやうですが、これについては政府の方ではどうお考えですか。

○政府委員(齋藤三三君) 金屬材料という言葉を使うことが適切であるか適切でないかといふことは、政府といたしましても十分検討を加へたのでございまして、ただばく然と材料研究といふことになりましますと範圍が非常に廣くなりますので、とりあへず最も科学技術に今日重点的な關係を持つてゐる金屬材料の研究を主たる眼目として研究所を發足させる。しかし必ずしも金屬にこれは限定しない。將來必要があるならば金屬にかわるべきところの材料にとりあへずその研究の範圍を廣めて行く。というのは、御承知の通り今日の狀態におきましては、すでに合成

樹脂は金屬にかわりつつあるやうな狀態にございまして、その点もこの範圍に入れて研究をして行く。しかしとりあへずあまり廣範圍にわたるといふと重点がぼけるから、最初の出發は金屬材料に重點を置くといふ意味で金屬と使つたわけにございまして。

○苦米地 三君 今回の問題に關連するのですが、金屬材料といふと非常に範圍が狭くなつて、現在原子力の問題でもたとえばグラファイトとの問題とか、あるいはジルコニウムの問題といふやうな問題があれば、やはり金屬にはまらないのですが、適當な名前があつたらあえてもいいという政府のお考えですか。あるいはどうしてもこれでなければならぬというお考えですか。

○政府委員(齋藤三三君) このグラファイトとかジルコニウムその他遮蔽物に適當な材質に關しましては、これは當然原子力研究所においても研究をすることになるのだからございまして、その点はあえてここに包含しなくても私は十分目的は達成せられると思ひます。ただ御承知の通り、金屬材料の研究をなぜここに重点的に持つてきたかといふことは、もう苦米地先生に申し上げるまでもなく、日本はまだその金屬の材料の檢定の根本をなす結晶の状態すら判明しておらないので、どうしてこの際あらゆる科学技術の根柢をなす根本的な問題を解決するには、まず第一に金屬そのものの與態を把握していくといふことが一番國民經濟に寄与するところが大きいんじゃないかと

いふ観点から、金屬といふ文字を持つて参りましたのですが、將來はこの金屬研究の範圍を越えて、どんな研究しなければならぬやうな必要が生ま

れば、政府としては金属にこだわる必要は私はないと、かように考えております。

○苦米地蔵三君 将来はではなくて、今のこの案で、もしそういう適当な名前があつて、包含される内容を備える名称があれば、修正されても政府は応ずる、こういうことに理解していいのですか。

○政府委員(齋藤三三三) これは金属材料という字を使つておりますけれども、その内容は決して金属に限定しておるといふ意味ではないのでございまして、どうしても金属という字を使えば、政府の考えておる金属及びその他ということであつておる実体が現われまいというものであればいい方ありませんけれども、政府といたしましては、決して金属そのものだけに限定した考えを持つておるのではないのであります。

○苦米地蔵三君 私がそう言う意味は、金属というのとは過去にも研究所があるのです。もうこのごろの事態は非常な変化を起してきて、有機材料とか今申し上げるような材料が非常に重要性を帯びてきますから、どうせ作るならば、そういうものも包含した適当な名前があつたら変えたらよろうという考えが浮かんだものですから申し上げたので、金属その他と書いてありますから必ずしもそういうことじゃありませんけれども、事態が變つてきますから、事態に即応した名前にしたかどうかというような感じを持ったから……、もうそれは御返事は要りません。

○高瀬莊太郎君 この科学技術庁の仕事のおもな点は二つあつて、一つは科

学技術全般に關する基本的な政策の企画、立案、その推進ということなんです。この科学技術全般に關する基本的な政策ということとは、具体的に一体どういふことであるかという点の御説明を願ひたいのです。

○政府委員(齋藤三三三) それは非常にむずかしい御質問でございまして、私はなかなかうまくお答えができません。思うのでございまして、まあ科学技術の定義を下すということが非常に私にはむずかしい問題ではないか、一般に言われております科学技術というものは、自然現象を種別に分類いたしました、そしてそれをどこまでも実態を把握するために掘り下げていく、それからその研究によつて実態を把握したものを、人類社会のためにどうして使用するかというものが、いわゆる技術であつて、その技術を今度は實際に示すためにいろいろな設備を必要とするのである、そういうふうには解釈いたしてあるのであります。従ひまして今日日本の国内において自然科学のいろいろな種別を体系的に分類いたしました、それを掘り下げていく、その中から直接国民経済にどれが重点的に影響があるかというものを考えまして、これを實際の国民経済の上に應用し得るところの技術をここに付与いたしました、そしてそこに日本再建の基盤というものを科学技術の面から検討していくということが、科学技術庁の一番大きなねらいである、さういふ私に考へておる次第でございまして。

○高瀬莊太郎君 まあ科学技術ということの学問的な定義とか解釈、これはなかなかめんどうです、いろいろの意見もありますからこれは別なんですけれども、基本的な政策ということで、すね、これは科学技術振興についての基本的な政策だと思ふのですが、その解釈はどうか、これは具体的に言へば、現在ある研究機関の統廃合というところまでいくのか、あるいは研究機関がいろいろな研究をしておる課題の選定というところまでいくのか、そういう点について伺ひたいのです。

○政府委員(齋藤三三三) 私は科学技術庁のつかさどりまします行政の範囲は、ただいま御指摘の全部を私は包含するものであると考へておるのであります。特に今日の研究所、実験所に再検討を加えて、これを最も有効、適切に国民経済の発展に寄与させるといふことにおきましては、その両方面に對して十分な注意を払ふ必要があると、さういふ考へております。

○高瀬莊太郎君 今のようなお考へで、日本の国民経済の立場でどういふ研究が必要か、そういうことを考へられてその研究をするという場合に、直屬の研究所があればできるものでありますけれども、よその研究所にやらせるということになる、その点で非常に科学技術庁としては、自分のところの研究所を持たないのですから、基本的に政策の実行をするといふことはむずかしいかと私は考へるのです。その点どうですか。

○政府委員(齋藤三三三) お説の通りだと私は思ふのであります。それで、政府といたしましてはこの科学技術庁に必要なところの付置機関を設けまして、十分に科学技術の発展のために万全な措置を期するといふ構想も、これはあるのでございまして。しかし何分にも御承知の通り現在の状態では、それぞ

れ各省に行政遂行のために必要な研究所及び実験所がたゞございまして、これを一べん再検討いたしまして、將來国民経済に寄与するために必要な研究所、実験所は、必ずこれを科学技術庁のもとに持つてくる、それで足りないならば、新しい統合研究所を設けて科学技術の振興に寄与する、こういうような構想でおるのでございまして、何分にも出発に際しましては、いろいろ検討を加えたのでございまして、今ある研究所、実験所を他の行政官庁から持つてくるということになりますと、ここに非常な摩擦と混乱が起る場合もございまして、一応再検討を加えて、そして科学技術庁長官が必要に応じて總理大臣に勧告をして、總理大臣によつてこの問題を十分に各省の連絡の間に解決をしていきたい、さういふ考へを持つております。

○高瀬莊太郎君 現在非常にたくさん研究機関がありまして、その実態を十分把握調査した上でやるのだ、さういふようなお考へのようなのですが、それ必要ですけれども、しかし現在各省庁直屬の研究機関といふものがはつきりわかつておるのです。相当大きなものがたくさんあります。それを科学技術庁へ持つてくるということについては、各省庁のセクショナリズム等の關係で、なかなか困難があるといふことはよくわかつておるのですが、できたらずつてこようといふお考へがあるのですか。

○政府委員(齋藤三三三) 將來のことでございますから、はつきり申し上げられないのでございまして、科学技術庁本来の目的を達成いたしますにつきましては、現状ではこれはあき足らない、必ず將來には必要な研究所、実験所は科学技術庁に配属せしめなければならぬ、さういふ考へております。ただ私たちの最も懸念いたしましたことは、今日の研究所、研究のうちに、どういふものを將來日本の発展のために科学技術庁に配属せしむべきかという選定は、これは相当慎重を要するものである、さういふ考へております。

○高瀬莊太郎君 第二の仕事であります各省庁の科学技術に關する事務の総合的調整を行うこと、これも實際は口では言うことはやさしいのですけれども、なかなかむずかしい点があるのじゃないかと思ふのです。しかしこれをやるにつきましては、研究題目の重複というふうなことも避けなければならぬでしょうし、また研究施設の重複という問題も避けなければならぬし、予算の上にももちろん重複を避けなければならぬという点で、いろいろ問題があります。で、それを実行しなければ総合的調整はできない。それを実行しようとするれば、各省庁のまたセクショナリズムとも関連してくる。そこでなかなかむずかしい。任務を遂行するに對して非常にむずかしい点があると思ふのです。さういふ点はどうお考へになりますか。

○政府委員(齋藤三三三) お説の通りこの科学技術に關する事務の総合調整といふことは非常にむずかしいことだと考へておるのであります。これは一つの課題に對しましては研究者が違ひますといふと、いろいろな研究方法もいろいろな他の結果も出てくると思ふのであります。しかしながら、日本の現状についていろいろな結論を承わり

い、必ず將來には必要な研究所、実験所は科学技術庁に配属せしめなければならぬ、さういふ考へております。ただ私たちの最も懸念いたしましたことは、今日の研究所、研究のうちに、どういふものを將來日本の発展のために科学技術庁に配属せしむべきかという選定は、これは相当慎重を要するものである、さういふ考へております。

ますという、日本というものは科学技術が世界の大国に比して劣等である、どうしても科学技術の水準を上げなければいけない。科学技術の水準を上げるには、最も近代的、重点的な必要のある部分に対して徹底したところの検討を加えて、そうしてこの総合、統一調整をはかって、世界的な水準にまでこれを持つていかなければいけない、こういう結論のようでありまして、これは科学技術庁の設置せられ、この限りにおきましては、いかなる困難があつてもこれは排除して、そしてその目的を達成していかねばならぬのであります。従いまして科学技術庁には顧問制、参事制をして、その問題に対する練達たんのうの士をお願いすると同時に、学術会議の諮問もひんばんにこれをお願いいたします。またこの法案にも書いてございまして科学技術審議会あるいは航空技術審議会、資源調査会、発明奨励審議会というような審議会、調査会を作りまするときには、十分学会その他の練達たんのうの士をこの審議会、調査会委員にお願いたしました。機能は十分に發揮をしていただいて、そういう問題を必ず解決していききたい、さように考えておる次第であります。

○高瀬莊太郎君 総合調整と関連して予算が重要な問題なんです、予算につきましても、科学技術に関する経費の見積の方針の調整、こういうことが仕事の中に入っておるわけです。その意味について伺いたいのですが、どういふふうにして実際これを予算の上では調整していくのか。たとえば予算要求のときにこれを調整されるのか、すね、あるいは意見の食い違いがずい

ぶんできるんじゃないか、これをどうするの。それから大蔵省と折衝するときに技術庁がし向けて調整されるのか、あるいはそうでないのか、そういう具体的なことを伺いたいのです。

○政府委員(齋藤三三) その予算の技術的な面は私よくわかりませんから、局長から一つお願いしたいと思

○政府委員(鈴江康平君) 従来科学技術行政協議会でも同様な仕事を果たしておりましたので、そのやり方といたしましては、各省が大蔵省に予算要求を提出する前に、各省で案を作りました場合に、それを全部科学技術行政協議会の方に提出をされるわけにございまして、それで科学技術行政協議会には各方面の権威のある委員がおりますので、それぞれ農林省の予算についてございまして、農林省の予算についてを詳細に検討する。あるいは工学関係であれば通産省の予算について検討するといふようなことで、それぞれの要求予算の内容を見まして、そのうち委員の方から最も重点のものといふようなもの、あるいはほかの省と関係があるだろうと思われるものを全部それを取り出して、それでその委員が全部集まりまして、その間の調整をはかり、またこの点が最も国として来年度予算においては重点的なものといふようなことを決定いたしました。それから、それをまとめたものをSTACの方から大蔵省の方に建議をするというところでございまして、それによりまして大蔵省はその意見が、大蔵省の方では、科学技術関係の予算はあまりよくわからないといふようなことで、STACの勧告をかなり重視して見てお

たわけでありまして、科学技術庁になりますれば、おそらく大体同じような方向でやるのじゃないかと思うわけでありまして、ただ従来STACにおきましては職員も少なかった関係上、各省の予算を調査いたしますときに、委員のお手伝いをするのが十分でなかったといううらみがござい

○高瀬莊太郎君 そうするとSTACでやっておったと同じようなことを科学技術庁がやる、こういうことになるのですか。

○政府委員(鈴江康平君) 實質的には同じようなことになるのかもしれないが、STACにおきましては、要するに審議会でございますので、審議会のまとまった意見として総理大臣に勧告し、総理大臣から大蔵省の方に伝達されるわけにございまして、今度は科学技術庁本来の職務でございまして、審議会の意見は借りますけれども、結局は科学技術庁長官の責任においてそれを大蔵省の方に伝達するといふことになるのだと思ひます。

○高瀬莊太郎君 研究費予算の要求につきまして、通産大臣なり通産大臣の見解と、科学技術庁長官の見解と違

場合があるだろうと思ひますが、最後の予算要求書は、通産省なり通産省でまざるわけですか。これは違つてもやむを得ないわけですか。

○政府委員(鈴江康平君) その点はやむを得ないと思ひます。それでSTACといたしましては、各省で予算の見積りを決定いたします場合に、省議の決定前に、なるべく大綱の意見を聞きまして、各省の省議の前にSTACの意見を入れてもらひまして、省議とぶつからないように、なるべくしておつたわけにございまして、しかし今度は科学技術庁になりますので、その点は

○高瀬莊太郎君 さっきの杉村教授のお話で、行政審議会の答申の場合には、大蔵省の方で科学技術庁の意見を尊重すべきだ、こういうふうなうの

○高瀬莊太郎君 学術会議のことです。

てしまつたら科学技術庁の見解というものがあると思ひますが、最後になりやしませんか。

○政府委員(鈴江康平君) それはあるいは大蔵省の方から御回答すべきことかも知れませんが、われわれ大蔵省と折衝いたしました限りにおきましては、そういう字句は除きましたけれども、科学技術庁の意見を十分尊重したいといふことは大蔵政務次官からお話にございまして。

○高瀬莊太郎君 しかし、それは言葉で時の大蔵政務次官がそう言つただけでは、これはあとで無視されても何にもならないではないかという点で非常に疑問が残ると思ひます。なお二、三御質問いたしたいのですが、さつき参考人の方からいろいろ御意見を伺つたのですが、なお私が疑問に思ふのは、つまり科学技術庁と日本学術振興会との関係と、科学技術庁と科学技術審議会との関係とどこに違いがあるかという点についてお話を願ひたいと思ひます。どちらも諮問するのだと、こういうわけですか。

○政府委員(鈴江康平君) お答え申し上げます。今高瀬委員から学術振興会というお話がございましたが、学術会議のことですか。

○高瀬莊太郎君 学術会議のことです。

○政府委員(鈴江康平君) 御承知のように学術会議は学界の代表機関として存在しております。科学技術に関する各種の意見を政府に具申いたしております。それから今度の科学技術審議会と申しますのは、これは御承知のように科学技術庁の付属機関でござい

す。私どもはその差異を考えてみます

のに、大体学術会議の方は従来からも  
そうでございましたが、意見と申しま  
すか、学者の割合に理想的な案が出や  
すいでございます。それから今度の  
科学技術庁の科学技術審議会と申しま  
すのはおそらく従来の科学技術行政協  
議会の性格を多分に持つのではないか  
と思います。これは先ほど学術会長  
も、なるべくSTACの性格をもつて  
円滑にやっってもらいたいというお話が  
ございましたので、多分科学技術審議  
会もSTACと同じような意向で行く  
のではないかと申すわけであります。  
それで科学技術審議会の方はそういつ  
た単に学者の理想的な御意見というの  
みでなく現実の行政を取り入れました  
意見ということを期待するわけでござ  
います。それで従来もそうだったんで  
ありますが、日本学術会議からは比較  
的理想的ないろいろな意見が出て参り  
ます。しかるに政府の方で現実により  
ます場合には予算の問題もございま  
すし、各省のいろいろな権限の問題も  
ございまして、そういったところで学  
術会議の意見をそのまま行政に反映す  
るということは非常に困難でございま  
す。その結果学術会議の意見は尊重し  
ますけれどもそれを予算的に裏づけ、  
あるいは各省の権限等から見ましてそ  
れを具体的にどうした方がいかと  
いうことを十分審議しておいたわけで  
ございまして、そういうふうな関係は將  
来もおそらくそうなるのではないかと  
つまずき学術会議といたしましては具体  
的に申し述べれば、たとえば放射線の  
傷害に關しては日本でもやはり研究所を  
作るべきであるという一つの構想がご  
ざいまして、それを政府に勧告された  
わけでありまして、政府といたしまし

てはそれを作るにはどれくらい予算  
が必要であるか、あるいはそれを所管  
するにどこが適当であるかという、  
いろいろなこまかい点がございまして  
で、そういった点については学術会議  
ではまあ適当である。またSTAC  
の方は各省も入り、また学術会議の方  
も入っておるわけでございまして、そ  
れを現実に移しました案を作るには適  
当であるということ、それぞれ分野  
がございまして、それぞれが、お  
そらく将来科学技術審議会も同様な行  
き方になるのではないかと、かように  
考えております。

○千葉信君 浅井総裁もお見えにな  
っておりますし、時間の関係もあるよう  
です。ですから、私はこの法案について  
容については時間の関係等があります  
ので、次回に譲ることにいたします。  
この法律案の主として形式上の問題に  
なると思うのですが、この法律案によ  
りますと、科学技術庁には、企画調  
整局、原子力局、資源局、調査普及局  
と、長官官房のほかはこの四つの局が  
設けられることになっておりますが、  
御承知かもしれませんが、こういう  
行政組織を決定する基本法として  
国家行政組織法、その国家行政組織法  
によりまして、第七條では「府及び省  
には、その所掌事務を遂行するため、  
左に掲げる内部部局を置く。」という  
「官房」「局」「課」こうなっており  
ます。それから科学技術庁のような庁  
の設置の際には、「庁には、その所掌事  
務を遂行するため、左に掲げる内部部  
局を置くことができる。」庁の場合に  
は「官房」「部」それから「課」こうはっ  
きり規定されております。これはです  
ね、おそらくですよ、この点について

この法律の行政組織法違反という問題  
をつけば、あるいは防衛庁設置法を例  
にとつてああいう違法行為もあるじや  
ないかと言いかもできません。しかし  
その防衛庁の設置法の場合にどうい  
う審議をされたか私は知らない。少く  
も今この委員会での科学技術庁の設  
置法を審議するに際してはわれわれと  
しては、こういう違法行為は認められ  
ないか。これに對しては一体どう  
いう考えで提案されたか、知らないで  
提案されたのか、知つておつてこうい  
う提案をしたのか、まずその点を承  
わりたい。

○政府委員(齋藤三君) 法制上のこ  
とにつきましては、私もよく深い知識  
を持っておりませんが、この提案に際  
しまして、局にすべきか、部にすべき  
か、局が置けるかどうかということ  
は、ずいぶん検討を加えたのでござい  
ますが、特に科学技術庁の重要性にか  
んがみまして、防衛庁並みにこれは局  
にすべきものであるということを考え  
てこれをとつたのであります。

○千葉信君 科学技術庁が防衛庁並  
に重要な役割をになうであろうとい  
うことは私も認めます。しかしそれだ  
けでいいというにはならぬと思  
います。今の答弁では答弁にならぬと思  
います。ですからやっぱりこれは時間  
もありませんから、私は簡単に申し上  
げますが、この法律が少くとも参議院  
を通るためには、科学技術庁を科学技  
術省にするか、さもなければ企画調整  
部、原子力部、資源部、調査普及部、  
こう私は修正する以外に道がないと思  
います。この点については政府はあら  
じめ覚悟しておるかどうか。

○政府委員(齋藤三君) その点に關  
しましては、十分法制局とも打ち合せ  
をしたので、科学技術庁の重要性  
にかんがみて局で差しかえないとい  
うので、局として提案したのでありま  
すから、この点に關しましては、一つ  
法制局の方から……

○説明員(佐治大君) ただいまの問題  
でございまして、確かに御指摘のよう  
に、国家行政組織法第七條の規定によ  
りますと、庁に置かれる内部部局は  
「部」「官房」及び「課」ということ  
に相なっております。それでこの科学技  
術庁の設置法案を立案いたしました場合  
にまずそれが問題になりました。だ  
いぶ議論をされたわけでございまして、  
先ほど政務次官からも御答弁のありま  
したように、科学技術行政が非常に  
おくれおくれ、これに對する重要性を政  
府として打ち出さなければならぬ、  
こういう意味合いで特に局としたわけ  
でございまして、しかしそれかとい  
つて国家行政組織法を無視したわけでは  
ないでございまして、それには先ほ  
ど千葉先生からも御指摘のございま  
したように、防衛庁の先例もございま  
すので、貴重な先例でございまして、  
その先例を範といたしましてとつたわ  
けでございまして、もちろんこのまま  
で国家行政組織法をネグルわけではな  
いのでございまして、たまたま行政機  
構改革全般に關するいろいろな検討が  
今なされております。従いましてその  
全部が明らかにした場合に、国家行  
政組織法を是正するのが筋ではないか  
というふうな考えのもとに、一応局と  
いたしましてこの案を立てたわけで  
ございまして、すでに總理府の内局に  
原子力局という局もございまして、そ

ういうものが部に格下げすることに  
よつていろいろな影響を受けるのじやな  
いかというふうな点も考えられます。  
その点につきましては十分に議論をし  
たつもりでございまして、その  
点だけ申し上げます。

○千葉信君 これははてんで答弁にな  
つておらんですよ。それは議論をしない  
でうっかり出したというならまだよい  
と思う。しかもその法制局なんという  
法律をこねくり回して、相当国会にお  
いても、国会を愚弄するような答弁を  
しておる。こんな引かかるような法  
律を出してきたなんということは、無  
責任もはなはだしい。しかも議論して  
議論して、とうとうこういうところへ  
落ちついた。そうしてその議論のとき  
に防衛庁の關係を引っぱり出して、こ  
ういう前例もあるんだというけれど  
も、その前例自体がもう誤りなん  
です。ますますつて許しがたい。今話  
を聞いておると、今、行政機構につ  
いては十分検討を加えておる最中だか  
ら、その行政機構の検討を加えた後  
において、あるいは国家行政組織法の改  
正の問題も出てくるかもしれない、そ  
うなれば、まあ合法的なものになるの  
じやないか、こういうお話です。それ  
ならば行政機構の改革について結論が  
出て、そうしてこの行政組織法が改正  
された後に私どもはこの法律案を審議  
しますよ、いいですか、それで。そん  
な答弁であるかい。それじゃわれわ  
れが、国家行政組織法が、あなたの答  
弁のように、改正されるかもしれない  
という想定があるなら、私どもはこの  
法律の合法化を目ざすために、国家行  
政組織法の改正後でなければこの法律  
はこの国会を通すことはできない。そ

れでいいですか。そんな答弁でないです。

○政府委員(齋藤三君) 国家行政組織法には、御指摘の通り部制になっておるのでございますが、その点に對しましては、十分に政府としても考えたのでございまして、この際、どうしても科学技術庁の重要性を表現したい、それにはどうしても部でなく、局制を採用するのが、この際適當である。まあそれは法律上においては御議論のようになりまして、科学技術庁といたしましては、將來もつと拡充強化せらるべきものであつて、この際、この部制をしくよりは、局制をしいて、局によつてその内容を充實していくという方が適切であるという結論に達したために局制を採用したわけであり

○島村軍次君 関連して……。千葉さんはだいたい政府をおしかりになるようですけれども、それはあなたの説が正しいと思ふのだが、しかし重要性という問題についてこれを判断する場合に、行政組織法の一部分を修正するといふ、あるいは国会で修正するといふようなことで、これは事務的な取扱ひとしてやり得るのじやないかと思ひますが、その点はどうですか。

○説明員(佐治大君) これは行政管理局の方から答弁していただくのが至当かと思ひますけれども、国家行政組織法の第何条の規定にかかわらずといふのをどこかに入れるかどうかの問題になるかも知れません、どうしても関連をつけるということになりますれば、○島村軍次君 そういう問題を御研究になったことはありませんか。

○説明員(佐治大君) それはた

も、問題はまた懸例であるとおっしゃるかも知れませんが、防衛庁設置法の場合にも明記してございまして、その意味を特別に書いたのは、この法案の「特別な職」という所に書いてございまして「局長を置く」といふのは、普通であれば特に書くことは要らないのであります。それを例外規定であるといふことをここで表現したたような形になっております。たとえば第十三条でございまして「長官官房に官房長を、各局に局長を置く」と書いてございまして、各局に局長を置く」といふのは、普通の省であれば、これは書いてございしません。そうして防衛庁にも「各局に局長を置く」といふふうに書いてございしますので、それを踏襲したわけでございます。

○千葉信君 こまでくると、やはり行政管理局の關係が出てきますから、国家行政組織法に對してどう考へていふか、これを修正する意思ありやいなや、従つてこの問題をこれ以上進めるためには、行政管理局の方の長官の出席を求めなければならぬし、まだ島村さんもちよつと聞かれるようです、時間です、浅井さんも待つておられますから、これは島村さんが済みましたら、すぐ次の議題に移つてもらひたい。

○島村軍次君 浅井總裁がおいでになつておるのに、ずいぶんおそくなるようですが、これは重要な問題ですから、お許しを得まして、大体たまたまのでわかりましたけれども、たとえば十三条の規定によつて「局長を置く」といふことを明記してあるが、ということじゃ理論的に理屈にならぬと思ひます。そこで、早急にこの行政組織法

の改正案を一つ考へるべきぢやないかと思ひます。これはほかの問題ですけれども、きのう中央氣象台の視察に参りまして、あそこの調査をした際に、今度氣象庁にするという案ができるようです。これは閣議決定が近いうちにあるようですが、これは法案が出てからよく審議したいと思ひますが、われわれが一般の長い間の通念として、行政組織法にあるからといふので、中央氣象台を氣象庁にするということには、これはやはり常識として、国民としてはあまり好まぬと思ひます。そういう考へ方からいいますと、こういう矛盾した問題があるんですから、除外例を置く規定を、一つ至急に法制局なり行政管理局は、こういう重要な問題で局を置くといふ、政務次官のお話のようにな重要な問題としてお扱いになるなら、至急に御相談になつて、次回の際にはつきりした御答弁をお願いしたいと思ひます。それだけ希望を申し上げておきます。

○委員長(小柳牧衛君) ただいま問題となつた点につきましては、政府においてとくにお考えを願うことにいたしました。本案に對する本日の質疑はこの程度にとどめておきたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 国家公務員制度及び恩給に關する調査を議題といたします。

○千葉信君 人事院の方では、いわゆる

る春季労働攻勢といひますか、賃金改訂に關する労働争議が起つてゐることは御存じだと思ひ、それからまた最近国鉄に對する調停案以來、一般職の職員のうち現業に對する調停も出されてきております。その内容についてあえてここで申し上げるまでもないと思ひますが、こういう情勢に對応するといふか、この状態に適應するような措置が人事院としては當然考へられていなければならぬと思ひます。が、その人事院のお考えをこの際一つ明らかにしてもらひたいと思ひます。

○政府委員(淺井清君) 率直にお答へを申し上げますが、ただいまの御質疑の中に、この際人事院が俸給表の改正によるベース・アップをする意思があるかどうかといふことでございまして、人事院といたしましては、現在のところベース・アップの改訂を勧告する用意はないとお答へするより仕方がないのでございまして、しかしながら御承知のごとく、ただいま三公村、五現行の調停案といふものがあつておる。まして、これが問題になつておるの

○千葉信君 俸給表の改訂に關する人事院の態度といふか、勧告といふ問題については、おそらく従来の人事院の

非常に消極的な態度から考へますと、また今回も、昨年の勧告を行つてからまだ一年にならない、例年三月を基準として実態調査を行つてきてゐるので、こゝしもそういう意味では特にその調査の時期を繰り上げる意思がなかつたといふ、そういう態度をとられるだらうといふことは私も予想しておりました。しかし今度人事院は二度もその勧告において私どもとしては適正な態度をとらなかつたといふふうに考へております。そういう意味では私はその俸給表の改訂云々の問題は別として、具体的に人事院として措置をしなけりやならぬ問題が今回の調停等を中心にして起つてゐると思ひます。この間の委員会では問題になりましたが、たとえば一つの問題として期末手当について国家公務員並みにしろといふ、こういう調停案があります。この問題なんかは、もしあの調停が実施されるということになりますと、本来俸給構成等の關係で国家公務員と現業職員、それから公共企業体の職員に〇・二五カ

月分の差のあることが正しいのに、それが同率にしもなるようなことがあつたら、なるならぬは別として、そういう調停案が出てゐるのですから、この点について人事院として腹をすえて、この問題についての解決の方



さんも御承知のように、従来いつの場合でも国家公務員の一般職の職員は、現業職を除いては大体不利益に扱われてきた。結果としては大きな不利益をこうむつておる。人事院ではちゃんとそれを知らないはずはないのですから、そういう状態を人事院が黙つて見てきたという過去の人事院の態度が追及されなければならぬと同時に、また今回もそういう不均衡な不利益な状態を人事院が積極的に解決しようとして、努力をしないとしたならば、これは人事院の存続というものは全然公務員にとっては意味をなさぬことになる。この点についてお答えを願いたいことが一つ、それからもう一つは、それそれの調停案の中に出ておりますが、昇格昇給の完全実施、これはこの調停案にもその点は主張されております。この問題についてはこの前、この三三年来の昇格昇給のストップというか、定期昇給等の三割ぶつた切りというような格好の非常に不利益な状態を現出しておりますが、これに対する実情を調査して至急国会に出してもらいたいということを私は人事院に要請申し上げました。このことは大蔵省の答弁によつても、ことしもまた一般職の職員に対する給与に関する法律が約束しておる——規定しておる昇給は行うことができない、そういう予算が組まれておるという答弁がはつきりあったのですから、この点についても人事院は私の要求した調査を出される必要があるし、同時にまたこれに対して人事院としては積極的な態度をとらなければならぬと思う。私はこの問題については、そういう不当な予算が国会で審議中なんだから、それを人事

院が座視するという手はないということとを委員会でも申し上げておるのです。それに對して努力が払われたとは私はみておりません。この点について資料をお示し願うということ、一体その給与表通りの昇給の不可能な予算の通過に對して人事院はどうして黙つておるか、どういふ努力をされるおつもりなのか、それを承わりたい。

○政府委員(淺井清君) お答えをいたします。今度の調停案において問題になつておる点は数点ございまして、第一は五千元以上の一時金という問題、第二は昇給の問題、第三は期末手当の問題、第四は俸給体系の是正という問題であらうと思つておりますが、このうちでする人事院として考えておりますことは、なるほど俸給体系の改正ということももちろん考えております、また千葉さんの御指摘になつた〇・二五カ月分の期末手当の均衡の問題についても十分考えております。また昇給の問題についても十分考えておりますが、さしあたり私は一番問題になるのは一時金の問題であらう。ことにこれは調停案によれば年度内に支払ふということになつております。で、まず第一に人事院としてはこの一時金の性格並びにどれほどが調停案によつてプラスになるのかならないのか、その点を見きわめまして、もしもこの一時金によつて一般職公務員が不当な不利益を受けることになれば、さようなことのないように私は措置をいたしたい——人事院が措置ができるわけではありませんが、措置ができるように人事院として努力したいと、かように考えております。これが一番先の問題であらうと思つております。

なお、私は昇給の問題に關しましては、あまり悲観はいたしておりません。これは大體人事院のこれまでの努力によつて相当やれると思つておりますが、なおこれはいろいろの方法によつて努力をいたしたい。それから期末手当の問題、俸給体系の問題等におきましては、いずれ人事院の報告をいたす時期もあらうかと思つております。これは現在の問題ではないと思つていますが、そのときにこれは考慮いたしたい。かように今のところでは考えております。

○千葉信君 年度内に支給されようとしてゐる一時金の問題について、これは私は人事院の立場として、もしも当然支給されることになりそうな情勢の中で、たとえば公共企業体の職員、現業職の職員等に対して、支給されるかもしれないという情勢に水をぶっかけることになつては困るというお気持ちを持つておられるだらうということは私よくわかるのです。しかし一面からいふと、そういう考慮を払ふことも悪いことではないけれども、そういう考慮を払ふことによつて、人事院がじんぜん時をかきで、そうして国家公務員がそのために不利益をこうむらざるを得ないような段階に追い込んでならぬということ、ですからそのためには、やはり人事院としては最も適切な時期を選ばなければならぬと思うのです。おれの方で勧告を出したために、おれの方でこういう措置をとつたために、現業職の職員あるいは公共企業体の職員が当然支給されるべかりしものがあやしげになつていくという格好を避けるというお気持はよくわかります。しかしそれだからといって、一方では

最終解決はどうなるかわかりませんけれども、しかし調停は年度内支給ということになつてゐる。年度内の支給ということは、これは国家公務員の場合には非常にむづかしいと思う。むづかしいと思うけれども、むづかしいと思ふだけに、人事院としてはその時期を誤まらないうで、その措置を明確にさせるような態度をとらなければ、これは人事院の配慮がかへつて全体に對してあだとなるような結果も私は招来しかねないと思う。

それからもう一つの点は、人事院のそういう考慮のいかんにかかわらず、逆の考え方からいけば、私はここで各職員に對する調停案の提示と時を同じうして、人事院もまた国家公務員に對するこういう措置が必要だといふ明快な態度を表示することが、私はまた解決の促進になるし、全体として問題の合理的な解決が同時に行われる、こういうことになると思ふのです。私はかなり總裁が人知れず苦勞していろいろな工作を行なつてゐるということは承知しております。しかしやはり人事院としては、この際相当踏み切つた態度をとる必要がある。

それから定期昇給の問題について、淺井さんは大へん樂觀した答弁をされておりますが、これは内閣委員会はこの問題を審議した速記録を見ても、ええはつきりわかります。予算を編成した大蔵省当局ができないと言つて、できないというその予算が国会を通過したら、それは淺井さんの樂觀論は単なる樂觀論に終つてしまふ。しかし定期昇給は可能だとも淺井さんが言うなら、その可能だということは高給者に対する首切りなんかを代償としなければできない。それから当然採用しなければならぬ定員内の職員を採用しないので、欠員のまま仕事をさせる。それによつて予算を浮かして定期昇給をする。労働強化じやありませんか。不当な首切りじやありませんか。そんな淺井さんの、やろうと思へばできないわけじやないというようは樂觀論は、私は淺井さんとしてはすべきじやないと思ふ。黙つて聞いておると、大蔵省の代弁みたいな格好になる。それからまた俸給表等の問題についても、淺井さんとしては今々の問題じやない。しかし人事院としては考えているということであらば、これは私はその点についてはこれ以上追及しません、おそろく考えているという以上、各調停案の実施される俸給表の改訂等について、あるいは期末手当の支給等について、それぞれの調停が実施されるときまでには、私は人事院としては何とか措置をする、勧告をするという約束をしたも同然だといふ考えの上に立つて、その点については追及しない。しかし前の二点についてもっと明確にしてもらいたい。

○政府委員(淺井清君) 一時金に對して人事院は適切な処置をとれということとは全く御同意であります。人事院といたしましては適切な時期に、適切な方法をとつたとすると、これだけ申し上げて、御了承を得たいと思つてます。それから昇格昇給の問題ですが、これはどうも、もう少し長い目で見ておつていただきたい。私としてはさように悲観しておらない。千葉さんはきわめて悲観的な御議論であるが、それはこの間、原主計局長がここで

申しましたことがあまりに響きすぎて  
いるのじゃないか。私はそうも思いま  
せんが、これについてはもちろん人事  
院等も今後も努力するつもりでおり  
ます。

○千葉信君 大体これくらいでやめま  
すが、いつも浅井さんのおかげで損を  
している国家公務員ですから、今度だ  
けはそういう損は絶対させぬという腹  
をすえた行動に出てもらうことを、私  
は今大体そのお約束を願ったつもりな  
ので、腹をすえてもらおうということを  
期待して、これで打ち切ります。

○田畑金光君 総裁の御答弁でわかり  
ましたが、今お話の適切な時期に、適  
切な方法によって処理されると、こう  
いう御方針であります。もうすでに  
三公社、五現業の調停案が出そろっ  
て、政府としてもこれを大体尊重す  
る。当局にもそういうような指導をな  
そうという腹のように聞いておるわけ  
であります。ことに問題となつて  
おります一時金の問題は、年度内に  
支給されるべきことと、予算の点から  
申しても補正予算という問題も出てこ  
うと考えるわけがあります。そうい  
うような点から申しますと、その適  
切な時期という点が非常に關心事にな  
るわけがあります。それについて  
どういうような御方針でおられるのか  
承りたいと思います。

○政府委員（浅井清君） 人事院として  
は、すでに適切な方法でやっておる  
つもりでおるのであります。ただこれ  
は勧告とか何とかそういう方法をとら  
ぬために知れていないのでござい  
ます。

○委員長（小柳牧衛君） 本日はこの程  
度にとどめておきたいと存じますが、

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小柳牧衛君） 御異議ないと  
認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時九分散会

昭和三十一年三月二十日印刷

昭和三十一年三月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局